

市税の納め忘れは  
ありませんか？

# 滞納整理を 強化しています

収納課 ☎ 66-1117

市税は、福祉や教育などの市民サービスを提供するための重要な財源です。ほとんどの納税義務者が納期限内に納付していますが、その一方でその義務を果たさない方がいるのも事実です。市税の滞納があると、長い目で見て納税負担が増大するだけでなく、その滞納整理の諸経費の発生から、市民サービスの低下を招いてしまいます。

## 滞納処分とは

納期限を過ぎた時点で滞納となります。督促に応じない場合、市は差し押さえなどの手続きをし、預金、給与、不動産などから税を徴収します。これを滞納処分といいます。滞納処分は法律に基づいて行われるため、裁判所の許可を必要としません。

## 滞納処分の流れ(例)

納期限

督促

納付期限経過後  
20日以内に  
督促状を  
発付します

催告

納付を促す催告を  
文書などで行います

財産調査

金融機関・勤務先に  
資産などの照会を  
依頼します

差し押さえ

公売・換価

滞納者の滞納市税に充当



## 納税相談 Q & A

**Q** 借金があるので納税できません

**A** 法律により、税金はすべての債務に優先すると定められています。

**Q** 個人の財産を勝手に調べるのは、個人情報保護法に違反しているのでは？

**A** 財産全てへの調査権限が発生します。調査を受けた金融機関などの関係機関は協力の必要があり、財産調査は個人情報保護法に一切抵触しません。

**Q** 該当者に差し押さえ前に連絡をしないのか？

**A** 差し押さえにあたり、連絡して納税を催告する行政サービスは原則として行いません。督促状発送日から10日経過しても納付がない場合は、差し押さえの対象となります。

### 事情があるときはまずご相談ください

やむを得ない理由で一時的に税金を納めることが困難な場合、納期限内に収納課までご連絡ください。生活状況などを聞き取った上で、徴収の猶予などを行うことができる場合もあります。

**どんどん増える延滞金**  
市税には、納期限の翌日から延滞金がかかります。延滞金は未納税額に対し、4月1日現在で年利8.9%（納期限の翌日～1カ月は2.6%）で算出します。仮に年利8.9%で10万円を1年間滞納し続けると、余分に8千900円支払うこととなります。納税の公平性を保つため、延滞金の免除は行えません。また、延滞金だけを納めていなくても、差し押さえなどの滞納処分の対象となってしまいます。

## 時間外相談窓口実施中

毎月25日（閉庁日と重なる場合は翌開庁日）は、午後8時まで窓口・電話相談を延長しています。日中の相談が難しい方は、ぜひご利用ください。

